告示第136号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成27年3月23日

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名称 尾道モール (旧門田プラザ)所在地 尾道市門田町2500番地の1外
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

No.	位置	面積
1	A 棟南東側 (別紙図面 1 に記載の	とおり) 18 m²
2	B棟南側 (別紙図面1に記載の。	とおり) 31 m²
	合計	49 m²

(変更後)

No.	位置	面積
1	A 棟南東側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	18 m²
2	B棟南側 (別紙図面2に記載のとおり)	18 m²
3	B棟北側 (別紙図面2に記載のとおり)	13 m²
	合計	49 m²

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

店舗区域	開店時刻	閉店時刻	備考
A棟(ユーホー)	午前 9 時 00 分	午後 8 時 00 分	
B棟(三谷屋)	午前 9 時 00 分	午後 8 時 00 分	

(変更後)

店舗区域	開店時刻	閉店時刻	備考
A棟(ユーホー)	午前 8 時 00 分	午後8時00分	
B棟(ハローズ)	午前 0 時 00 分	午後 12 時 00 分	24 時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No.	駐車可能時間帯	備考
1	午前8時30分から午後8時30分	

(変更後)

駐車場 No.	駐車可能時間帯	備考
1	午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分	24 時間

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分	
2	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分	

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分	
2	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分	
3	午後 10 時 00 分から午前 6 時 00 分	

3 変更する日

平成27年4月15日

- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

店舗	小売業者			住所		
区域	名称	代表者			1土7月	
A 棟	株式会社ユーホー	化 丰	佐藤	哲士	広島県福山市多治米町	
A1米		1人 4X 4X #市1文	江豚	台上	六丁目3番5号	
	株式会社ハローズ	化 丰	佐藤	利行	広島県福山市南蔵王町	
B棟	体式去性ハロース	1人 4X 4X #市1文	江豚	<u> </u> ተበ1 1	六丁目 26 番 7 号	
D /沐	高尾 勉				広島県尾道市美ノ郷町	
	同 <i>注 </i>				三成 1747 番 3 号	

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計6,293 m²
- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

No.	位置		収容台数
1	建物北側	(別紙図面2に記載のとおり)	159 台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

No.		位置	収容台数
1	A 棟北側	(別紙図面2に記載のとおり)	22 台
2	A 棟北西側	(別紙図面2に記載のとおり)	8台
3	B棟北側	(別紙図面2に記載のとおり)	40 台
		合計	70 台

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.		位置	面積
1	A 棟南東側	(別紙図面2に記載のとおり)	10 m ²
2	A 棟北西側	(別紙図面2に記載のとおり)	4 m ²
3	B棟南側	(別紙図面2に記載のとおり)	9 m²
		合計	$23~\mathrm{m}^2$

5 届出年月日

平成27年3月16日

6 届出書等の縦覧場所

尾道市役所產業部商工課(尾道市久保一丁目15番1号)

- 7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 - (1) 期間

平成27年3月23日から同年7月22日まで。ただし、土曜日、日曜日及び 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成27年7月22日

(2) 提出先

尾道市役所産業部商工課



